

## 篠路破碎工場構内道路交通誘導業務 仕様書

篠路破碎工場構内道路交通誘導業務に関する業務仕様は、次のとおりとする。

### 1 業務概要

#### (1) 業務目的

本業務は、篠路破碎工場の構内道路(搬入及び退出路)について冬期間に経路を変更するにあたって、安全にごみ搬入車両が入場、退場できるよう交通誘導を行うことを目的とする。

#### (2) 業務履行場所

札幌市環境局環境事業部篠路破碎工場  
札幌市北区篠路町福移 153 番地

### 2 業務従事日、時間、数量

#### (1) 履行期間

令和4年11月1日～令和5年3月31日まで(日曜日及び1月1日～3日を除く。)  
128日間

- (2) 業務履行時間は、8時45分～17時15分までとする。交代して各自 45 分間の休憩を確保するものとし、業務はポスト3を除き履行時間中連続して行うこと。
- (3) 委託者が必要と認めるときは、(1)の日及び(2)に示す時間を超え、延長業務を指示することができるものとし、対価は契約書の示すところとする。各月ごとに時間数を集計し、30分以上の端数が生じた場合は、整数時間単位に切り上げる。また、集計金額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
- (4) 上記(3)は札幌市から委託を受けているごみ資源化工場ほか施設管理業務管理担当職員(以下、「管理担当職員」という。)により指示する。

### 3 業務内容

- (1) 受託者は、第1項の目的を達成するため、各ポストに交通誘導警備員を配置し、篠路破碎工場に来場する搬入車両及び搬出車両を適切に誘導・案内し、安全に通行してもらうよう努めること。

#### 参考

搬入出車両概要(過去同一時期)

ア 搬入車両総数

20～203台/日

イ 内訳

- (ア) 計画収集車:燃やせないごみ、及び大型ごみ収集より搬入されるパッカー車等  
(平日のみ0～49台)(ポスト1, 2対応)

- (イ) 自己搬入車:市民、事業者、官公庁によるごみの搬入(17~202台/日)(ポスト1, 2対応)  
市民の搬入は土曜日が多い
  - (ウ) 選別施設残さ受入(0~2台/日)(ポスト1, 2対応)
  - (エ) 篠路破碎工場可燃物等運搬業務破碎残さ運搬車両(以下、「破碎残さ運搬車両」)  
毎日白石清掃工場へ搬出(2~31台/日)(ポスト3対応)
  - (オ) 篠路破碎工場で回収する金属搬出車(0~3台/日)(ポスト3対応)
- (2) 別紙1に示す破碎工場車両出入口を含む範囲の搬入路を交互通行区間とし、ポスト1、2及び3に交通誘導員を配置し、搬入車両、退出車両及び破碎残さ運搬車両の誘導を行うこと。
- (3) その他委託者の指示に従い業務を行うこと。

#### 4 ポスト等

##### (1) ポスト1

破碎工場ステージ内に待機し、ステージからの車両の退出をポスト2と連携して誘導する。また、破碎工場内での車両が混雑し、篠路破碎工場設備等運転業務運転員(以下、「破碎工場運転員」)から要請があった際には、ポスト2に搬入車両の停止を伝える。その後混雑が解消し、破碎工場運転員から要請があった際にはポスト2に搬入車両誘導の再開を伝える。

##### (2) ポスト2

破碎計量所付近に委託者が仮設する誘導員控室内に待機し、搬入車両の入場をポスト1と連携して誘導する。

ポスト3又は破碎工場運転員から破碎残さ運搬車両又は破碎工場で回収する金属搬出車が交互通行区間を走行する連絡を受けた際には、搬入車両を停車させる。破碎残さ運搬車両の移動が完了した連絡をポスト3又は破碎工場運転員から確認後、搬入車両の誘導を再開する。

##### (3) ポスト3

破碎残さ運搬車両出入口付近に待機し、破碎残さ運搬車両又は破碎工場で回収する金属搬出車の走行をポスト2と連携して誘導する。なおポスト3の業務は委託者が指定する時間帯について休止するものとし、ポスト1~3の誘導員の休憩時間に当てるものとする。

##### (4) 交通誘導員3名のうち1名は国家資格である「交通誘導警備業務検定1級または2級」の取得者を配置させること。

#### 5 報告

##### (1) 受託者は、業務中事故等が発生したときは、必要な措置を行うとともに速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

- (2) 受託者は、混雑等によりポスト位置の変更が必要になった場合は破碎工場作業員に報告し、破碎工場運転員の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、管理担当職員又は破碎工場運転員から混雑状況等について報告を求められたときは、速やかに回答できるよう常に状況を把握するものとする。
- (4) 受託者は当日の業務を、日誌により管理担当職員に報告するものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、全てのポスト従事者に携帯無線機等を配備し、連絡指示を確実に行う体制をとること。また第4項で述べた破碎工場運転員との業務連絡を確立するため、破碎工場運転員で使用している特定小電力トランシーバー(アルインコ(株)製 DJ-P921)と通話が可能な機器を使用する、又は、受託者が破碎工場運転事業者に受託者で使用する機器を2台貸与するものとし、破碎工場運転事業者からの無線連絡については、業務時間中は確実に応答できる体制をとること。
- (2) 受託者は、業務に従事する者には、市民に不快感を与えることのないように制服を着用させること。
- (3) 受託者は、搬入する市民への公正、明朗、懇切丁寧な応対を行うこと。
- (4) 受託者は、業務に従事する者に、工場内の状況について情報共有をすること。
- (5) 車両停車場所については、委託者・受託者協議の上、決定することとする。
- (6) 敷地ではすべて禁煙である、車両停車場所や屋外も含め喫煙は行わないこと。
- (7) 受託者は、本業務について疑義が生じたときは、委託者と協議すること。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに、業務着手届、従事者名簿、検定合格書の写し及び業務計画書を2部提出すること。また、業務完了時には、業務完了届、業務報告書を2部提出すること。
- (9) 受託者は、コロナウイルス感染防止のため、業務に従事する者にマスクを着用させること。また、業務に従事する者に業務開始前に検温を実施し体調管理に努めること。
- (10) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (11) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。また、現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。
- (12) 受託者は、業務遂行上で知り得た秘密について、契約期間中のみならず、契約期間満了後にあっても、他人に漏らしてはならない。また、受託者の従事者についても同様とする。

